第2章 協働を進める上での基本的な考え方

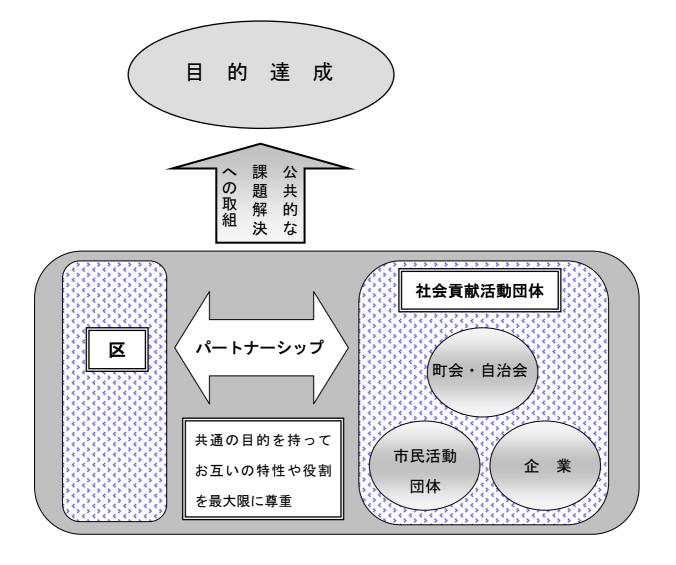
- 1 「協働」とは
- 2 協働の対象
- 3 協働によって期待される効果
- 4 協働の形態
- 5 協働にふさわしい事業のあり方

第2章 協働を進める上での基本的な考え方

1 「協働」とは

中央区における「協働」とは、「中央区をより良い地域社会として将来にわたって 豊かに発展させていきたい」という意志のもとで、「区と公的なサービスを担うさま ざまな団体が、お互いの特性や役割の違いを尊重し、共通の目的のもとに相乗効果 を上げながら、公共的な課題の解決に取り組む活動」をいいます。

こうした活動を推進することにより、「地域での豊かな生活と文化を創造するとと もに、その過程を通じて住民が主体的、創造的な地域づくりの担い手になっていく もの」と考えます。



2 協働の対象

「協働の対象」は、「**区内において社会貢献活動および公共的な地域活動を行う団体・企業」**(以下、「社会貢献活動団体」という。)とします。

具体的には、「区民(昼間区民などを含む)が主体的に公益活動を行う民間非営利の団体」を指し、「町会・自治会などの地縁団体、NPO法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体、公益活動を実践する企業等」があげられます。

ただし、宗教活動それ自体を目的とする団体や政治活動を主な目的とする団体、 特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含みません。

※ 今後、協働の実践を積み重ねていく中で、協働の対象を広げていくことを検討していきます。

<コラム 1>

「連携」・「協力」との違いは?

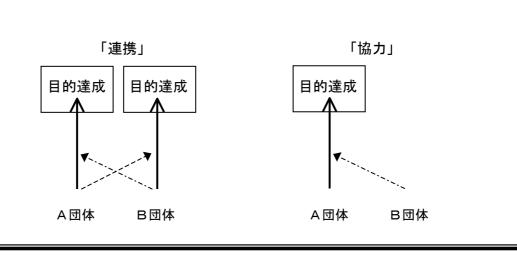
「連携」とは

異なる団体がそれぞれの目的達成のために、お互いの人材・資金・情報・ノウハウなどの資源を提供しあう関係を指します。

それぞれの目的の共有や実施過程プロセスの共有などは行いません。

「協力」とは

ある団体の目的達成のために、他方の団体が援助する関係を指します。 目的達成のために双方で目的の共有や意見交換などは行いません。



<コラム 2>

「公益活動」とは?

「公益活動」とは、特定非営利活動促進法 (NPO法) 第2条第1項の別表に掲げる活動を指し、広く社会一般の利益になることをいいます。

< 特定非営利活動促進法(NPO法)第2条第1項の別表に掲げる活動>

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

3 協働によって期待される効果

(1)区民にとっての効果

- ① 区民ニーズに合ったきめ細かで質の高いサービスが受けられるようになります。
- ② 行政への関心の高まりとともに、区政運営への区民参画が進むことで、区政が区民により身近なものとなります。
- ③ 今後退職期を迎え、地域での活躍が期待される団塊の世代等の多様なキャリアを 持つ区民の生きがいの場や新しい雇用の機会が拡大します。

(2) 社会貢献活動団体にとっての効果

- ① 自らの特性を生かしながら、理念や使命をより効果的に実現することができるようになります。
- ② 協働領域の広がりによって、新たな活動の場や事業展開の機会が広がります。
- ③ 協働のパートナーになることによって、団体では会計処理や事業報告等を適切に行う必要性が生じ、責任ある体制でサービスが提供できるようになります。
- ④ 区との協働による活動実績や成果は、区民の理解や評価が高まるきっかけとなります。また、企業としてのイメージアップにもつながります。

(3)区にとっての効果

- ① 社会貢献活動団体が持つ柔軟性・迅速性・専門性等の特性を生かすことにより、よりニーズに沿った行政サービスを迅速に提供することが可能になります。
- ② 異なる発想や行動原理を持つ多様な団体との協働によって、行政体質を改善する 契機となります。
- ③ 事業の見直し等により、さらなる行政の効率化が図られます。

4 協働の形態

区が協働事業を進めるにあたっては、事業の目的や内容、期待する効果などパートナーとなる相手の特性によってどのような協働の形態が適切かなどを検討し、効率的で効果的な形態を選択する必要があります。

主な協働形態には、以下のようなものがあります。

(1) 区が実施団体の一員となる主な形態

共 催

協働相手と応分の実施責任を分担しながら、ともに主催者となって事業を行います。

実行委員会・協議会

団体が集まり新たな組織をつくり、そこが主催者となって事業を行います。

事業協力

区と協働相手のいずれかが実施団体となりますが、通常の協力とは異なり、お互いの目標や役割分担、責任、経費分担などを取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行います。

(2)区が実施団体にならない主な形態

協働委託

協働相手の特性や専門性を生かして、業務を依頼します。通常の委託契約とは異なり、お互いに目的を共有できる事業について意見交換し、相互の役割を尊重しながら行います。

補 助

協働相手の実施する公益事業について、お互いの課題や目的を共有した上で、金 銭などを協働相手に交付・提供します。

後 援

協働相手の実施する公益事業について、お互いの課題や目的を共有した上で、名 義の使用を承認します。事業の実施責任や成果は、実施団体に帰属します。

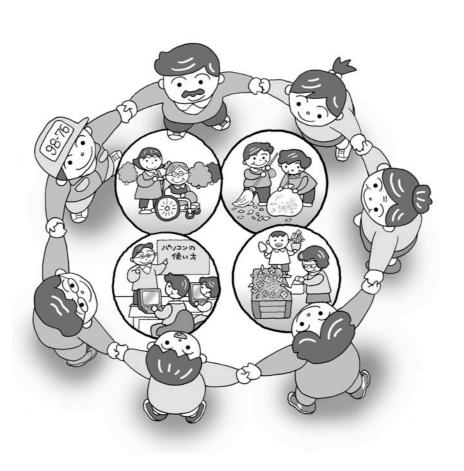
(3) その他の形態

政策提案の受け入れ

協働相手のノウハウや知識を公益活動に生かすため、区民ニーズや課題、またその解決方法などを提案してもらいます。

情報提供・情報交換

協働相手から協働事業のアイデアを受けたり、区民ニーズや協働事業に関する情報を交換したりします。



5 協働にふさわしい事業のあり方

協働にふさわしい事業とは、「協働相手である各団体の特性を十分に生かすことができ、かつその特性を公的なサービスに取り入れることで、より効果的・効率的な区民サービスの提供が可能となる事業」と考えます。

そのためには、地域に根ざした活動を展開している社会貢献活動団体の特徴である柔軟性・専門性・地域性・ネットワーク力等が生かされることが大切であり、まず「協働を始めてみる」という姿勢が最も重要です。

<協働にふさわしい事業の例>

- (1) 多くの区民が参加し、区民が主体的に取り組む事業 まちづくり、地域コミュニティ活動、リサイクルや省エネルギーなどの環境保 全活動など
- (2) 地域ニーズに沿った柔軟できめ細かなサービスを提供する事業 子育て支援、高齢者・障害者の生活支援など
- (3) 社会貢献活動団体の先駆的な取組や先導性を生かせる事業生涯学習推進、芸術・文化活動、男女共同参画推進、ITの普及啓発など

